

- *1「2級技能士コース」はFP2級の受検資格保有者が対象です。なお、当該コースの受講で AFP資格は取得できません。
- *2「税理士特例コース」は税理士登録者が対象です。税理士試験合格だけでは対象にな りません。

「税理士特例コース」を受講・修了することで、試験を受けることなくAFP資格を取得

「税理士特例コース」申込時には「税理士証票」「公認会計士開業登録通知書もしくは 登録証明書」のいずれかのコピーをご提出ください。